

命名由来別にみる 新市町村名の変遷に関する研究 —広島県と滋賀県を対象として—

澁谷 宏樹¹・齋藤 潮²

¹正会員 パシフィックコンサルタンツ 株式会社 (〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地, E-mail:hiroki.shibuya@ss.pacific.co.jp)

²正会員 工博 東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 (〒152-8550 東京都目黒区大岡山2-12-1, E-mail:saito.u.aa@m.titech.ac.jp)

明治の大合併期以降に誕生した様々な命名由来の新市町村名は、その後の合併を経て存続、残存、あるいは消滅する。そこで本研究では、明治の大合併期の新市町村名に対して地名研究家が肯定的・批判的に捉えた滋賀県・広島県を対象に、新市町村名の命名由来と存続・残存・消滅の関係を明らかにすることを目的とする。明治の大合併期から現在までにみられる両県800市町村名の内、両県459新市町村名を命名由来から類型化した結果、地名研究家が肯定的に捉えている古くから地域に存する旧名を引用した場合や、地域の地理的・歴史的特色を考慮して新規に命名した場合でも、その後の合併により消滅してしまう傾向が読み取れた。その一方で歴史的市町村名のほとんどは残存していることを明らかにした。

キーワード: 地名, 市町村名, 命名由来, 名称変更

1. はじめに

(1) 背景と目的

行政地名として位置づけられる市町村名は、近代以降の合併政策により名称の含む意味や領域が大々的に改変されてきた。名称変更により誕生した様々な命名由来の新市町村名に対して、地名研究家は地理学や民俗学的な立場から批判的な態度をとる場合が多い。その理由の一つに、本来地名の内包する人々の土地への態度や生活経験の痕跡が新市町村名には反映されていない点が挙げられる。実際に新市町村名は自治体の更新と解体を機に大多数が消滅することから、土地ではなく自治体に名付けられた性格が強い。しかし、自治体の解体後も地域に名を残す新市町村名が事実として存在する。実際、地名研究家が批判的に捉えている命名由来でも地域に長く存続・残存している事例があれば、肯定的に捉えている命名由来でもすぐに消滅する事例もある。

そこで本研究では、新市町村名を命名当時の土地への態度を表す命名由来から類型化を行い、その後の合併政策を経験した現在の存続・残存・消滅状況を突き合わせ、命名由来と存続・残存・消滅の関係を明らかにすることを目的とする。

(2) 研究の位置付け

歴史的地名の存続・残存・消滅を明らかにした研究には、齋藤ら¹⁾による大阪府域の市町村名や町字等に残存する歴史的地名の割合を示した研究や、原本²⁾による東京区部の町会名称や公共施設名等にもみる歴史的地名の残存割合を示した研究がある。以上より、歴史的地名は合併政策に伴い市町村名から姿を消しつつも、下位の字名や町名、公共施設名や町会名称に残存する傾向にあり、命名当時の範囲や媒体を保持あるいは変更しながら、地域に残存する傾向にあることが示されている。

新市町村名の命名由来に関する研究は数多く蓄積されてきた。例えば福永³⁾は三重県を対象に明治22年から昭和28年までの合併政策により誕生した新市町村名を、その成立事情に基づき3区分へ類型化した。井戸⁴⁾は、対象を茨城・埼玉など15府県まで拡充すると同時に原資料に依拠し、明治の大合併期に命名された新市町村名をその命名由来から12類型区分に細かく分類した。更に井戸は理想的な新市町村名の条件として、地域住民の共感の獲得、歴史と伝統の反映、地域の個性と性格の重視、文字と発音の美しさ、適切な字数等を挙げ、その条件から命名由来別に評価を試みている。近年では楠原⁵⁾が近代以降の合併政策により全国各地に誕生した新市町村名を命名由来から14類型区分に大別し、今尾⁶⁾は平成の

大合併期に命名された新市町村名を5類型区分へ分類している。更に楠原や今尾は合成名称や方位名称等が近代以降の合併政策に伴い数多く誕生してきたことを指摘している。

そのような様々な命名由来の新市町村名に対して、地名研究家は地理学や民族学的な立場から批判的に捉えている。例えば柳田⁷⁾は人々と土地との結びつきが薄れた合成名称の無意味さを嘆き、市村⁸⁾は江戸から東京への改名を例に方位名称を「場の固有性の喪失」という観点から疑問視している。千葉⁹⁾は「土地の状態との関係ははっきりしない」ことを理由に広域名称は地理学の研究対象にふさわしくないという。

以上より、歴史的地名の存続・残存・消滅に関する研究、新市町村名の命名由来の類型化に関する研究、新市町村名の各命名由来に対する批評が進められてきた。その一方で、新市町村名の命名由来と存続・残存・消滅の関係を明らかにした研究はみられない。前述した地名研究家による新市町村名への批判は、どれも「命名時点での人と土地との関係が名称から読み取れないこと」に起因するといえる。つまり命名時点という特定の1時点にのみ着目した批判であり、命名時点から現時点までという時間の幅を含めた批評はされていない。本研究では、命名時点の人と土地の関係が読み取れる「命名由来」に、命名時点から現時点までの人と土地の関係が読み取れる「存続・残存・消滅」という指標を新たに加えて、改めて新市町村名の批評を試みようとするものである。

(3) 研究の構成

第2章では地名と市町村名に関する言説を整理し、第3章で調査・分析の方法を述べる。第4章では第3章で選定した対象2県に於ける市町村名の存続・残存・消滅状況を命名時期別に示す。第5章では新市町村名の命名由来を当該地域に存する旧名を引用したか否かなどの観点から分類を試みる。第6章では命名由来別に存続・残存・消滅状況を明らかにし、第7章で考察、第8章で結論とする。

2. 地名と市町村名に関する言説の整理

(1) 地名とは

一般的に地名とは「土地の名称」¹⁰⁾とされる。市村は著書『名付けの精神史』の中で「名付ける」という行為そのものに着目をする。通常、名付けるというのは既存の物事に対して識別するための行為だと考えられる。一方で市村は、名付けるとは本来「物事を創造または生成させる行為」¹¹⁾であったと述べ、ある土地や空間に与えられた名称には「ただの標識ではなく、人々のそれに対

する感覚や願望を要約し、生活経験の痕跡をとどめるもの」¹²⁾という意味が内包されているという。民俗学者である柳田邦男は、地名は「我々の生活上の必要に基いて出来たものであるからには、必ず一つの意味をもち、それが又当該土地の事情性質を、少なくとも出来た当座には、言い表していただろう」¹³⁾と推測する。そして柳田が特に着目したのは、国名や郡名などの大地名ではなく、命名当時の自然的環境を言い表し、かつ住民との生活により密接している小地名である。柳田は「人が山川原野に対して古来如何なる態度を以て臨んで居たか」を知るために、地名が命名される際の「ある言葉をある地形に結び付けた最初の動機」¹⁴⁾を究明している。千葉は柳田のいう土地と住民との結びつきの強い小地名を「文化財」として位置づけ、「土地と住民との結びつきは一般に小地名に限っていえることであって、これこそが地理学の分野にふさわしい」¹⁵⁾と述べている。

彼らの言葉を借りれば、地名とは一般的に「土地に名付けられた名称のこと」であり、その名称の内には「人々の土地に対する感覚や願望」、「生活経験の痕跡」が集約されている。特に小字などの小地名に「人の山川原野に対する態度」や「土地と住民との結びつき」が強く表れているといえる。

(2) 市町村名の変遷

市町村合併の経緯をみると、本格的な合併政策が始動する前に存在した全国の71,314町村は、市制町村制の施行(明治22年4月1日)、町村合併促進法の施行(昭和28年10月1日)、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行(平成11年4月1日)を経て、現在までに1,718市町村へと大幅に減少する。市町村数の減少に大きな影響を与えた合併関連法案を境に、①明治の大合併前、②明治の大合併、③明治-昭和の合併、④昭和の大合併、⑤平成の大合併の5時期に分けることができる(表-1)。

表-1 全国の市町村数の推移と命名時期区分^{16) 17) 18)}

		年	月日	市	町	村	計
①	明治の大合併前 ~M22/3/30	M21	12月末	-	71,314		71,314
②	明治の大合併 M22/4/1~M22/12末	M22	4月1日	市制町村制施行			
		M22	12月末	39	15,820		15,820
③	明治-昭和の合併 M23/1/1~S28/9/30	S28	9月30日	285	1,970	7,640	9,895
④	昭和の大合併 S28/10/1~S36/6/30	S28	10月1日	町村合併促進法施行			
		S36	6月	556	1,935	981	3,472
⑤	昭和-平成の合併 S36/7/1~H11/4/1	H11	4月1日	671	1,990	568	3,229
		平成の大合併 H11/7/16~H27/10/1	H11	7月16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行		
H27	10月1日		790	745	183	1,718	

3. 調査・分析の手法

(1) 言葉の定義

本研究で用いる言葉の定義を以下に示す。

市町村名：市制町村制(M22/4/1施行)後から現在までにみられる市町村の名称

歴史的市町村名：市町村名の内、市制町村制以前から町村名としての使用がみられる名称

新市町村名：市町村名の内、市制町村制以後に初めて市町村名として使用された名称

存続：市町村名が市町村名として存在し続けること

残存：市町村名が市町村名から町字等へ移行し残ること

消滅：市町村名が市町村名や町字から姿を消すこと

(2) 対象県の選定

対象県の選定には井戸による命名由来の類型区分と各評価を参照する。井戸は市制町村制(M22/4/1施行)時に誕生した町村の名称(以下、明治22年新町村名)を茨城・埼玉などの15府県を対象に、合成名称・人為名称などの12類型に分類した(図-1)。

類型区分(大)	類型区分(小)	説明
A	歴史的広域名称	- 郷・庄など古くから存在する地域の総称または通称をとったもの
B	中心地名	- 関係各町村のうち、著名な大町村の名称をとったもの
C	合成名称	C1 関係各町村の名称を相互折衷したもの
		C2 関係各町村のうち、著名な大町村の名称を相互折衷したもの
D	並列名称	D1 関係各町村の名称を単に並列したもの
		D2 関係各町村のうち、著名な大町村の名称を単に並列したもの
E	自然名称	- 著名な山岳・河川・海浜・島嶼・湖沼などの名称をとったもの
F	社寺名称	- 著名な神社・寺院などの名称をとったもの
G	歴史遺産名称	- 墳墓・宮址・城址・開城など著名な歴史的遺産の名称をとったもの
H	地形名称	- 新町村の地理的位置、地形などによるもの
I	狭域名称または小字名称	- 関係各町村内の著名な小地名をとったもの
		J1 全く新しく人為的に作り出したもの
J	人為名称	J2 多少とも地域の地理的特色を考慮して人為的に作り出したもの
		J3 古くから存在する地域の総称、関係各町村の名称など、多少とも旧来の地名を考慮して人為的に作り出したもの
		J4 多少とも地域の歴史的特色を考慮して人為的に作り出したもの
K	その他	-
L	不明	-

図-1 井戸による命名由来の類型区分

井戸は理想的な新町村名の条件として(1)関係各町村の住民のすべてが共感を持てること、(2)地域の歴史と伝統を反映していること、(3)他と区別するため個性豊かなこと、(4)地域の性格が誤解されるようなまぎらわしさのないこと、(5)文字・発音のいずれも美しいこと、(6)字数があまり多くないことの6点を挙げており、このうち(1)(2)(3)が最も重要であると述べている。更に井戸は上記の理想的な新町村名の条件に従い各命名由来の長所と短所を検討し、特に合成名称と人為名称を次のように酷評している。

「C(合成名称)は関係各町村の妥協の産物で、(1)にはかなうが、(2)を全く無視しており、また(4)の条件に反する事例が少なくない。(…)J(人為名称)は(1)にかなう、さらに佳字を選んで付している事例が多く、(5)にもかなっている。ところが、(2)と(3)の条件に完全に背反し

ているので、J(人為名称)はC(合成名称)と同じく新町村名として最も望ましくないパターンである。」¹⁹⁾(括弧内筆者補足)

以上の井戸による命名由来の類型区分と各評価を参考に対象県を選定する。井戸が既往研究の中で示した図「明治22年新町村名の15府県別特色」を参考に、井戸が酷評する合成名称・人為名称を降順に並び替える(図-2)。

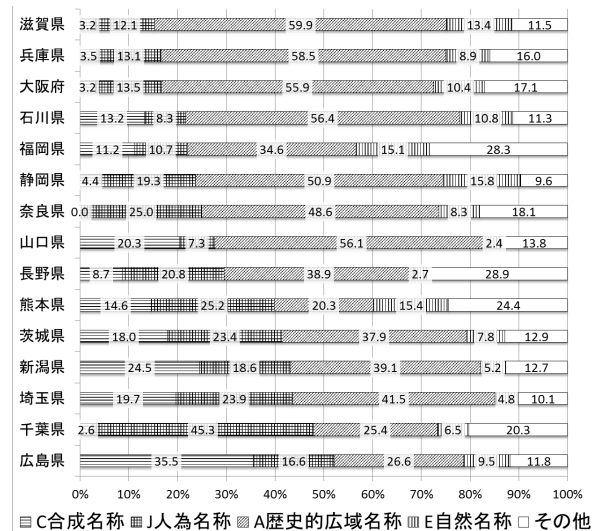


図-2 明治22年新町村名の15府県別特色(合成・人為降順) 井戸の既往研究に基づき筆者作成

並び替えの際、井戸が定義したB「中心地名：合併関係各町村のうち、著名な大町村の名称をとったもの」は除外している。これは名称変更が実際にはなされていないことを意味しており、本研究の新市町村名の定義「市制町村制以後に初めて市町村名として使用された名称」に当てはまらないからである。

図-2より、井戸が批判的に捉えている合成名称と人為名称のウェイトが最小なのは滋賀県、最大なのは広島県であることが分かる。本研究では合成名称と人為名称のウェイトが極端な広島県と滋賀県を対象県とする。その狙いは、2県間で命名由来と存続・残存・消滅の関係に差異があるのかを示す点にある。2県間における差異がみられれば、各県の命名方針や規則、手法(公募か否か)の差異といった政策的観点からの考察が期待できるからである。

(3) 研究対象の選定と調査方法

市町村名の選定と、市町村名の命名時期、存続・残存・消滅状況、命名由来の調査は主に「角川日本地名大辞典編集(2011)『新版 角川日本地名大辞典 DVD-ROM』角川書店」を用いる。市町村名の選定は、上の「角川日本地名大辞典」に付属された「全文検索機能」より広島県

及び滋賀県を指定し、検索ワード「自治体名」を入力しHITした広島県市町村名(569)と滋賀県市町村名(231)を対象とする。なお、本研究でいう「市町村名」は「角川日本地名大辞典」で用いられる「自治体名」と同義で扱っている。命名由来については、各県の発行する「市町村合併史」²⁰⁾²¹⁾や「合併協議会議事録」等の文献資料に記載された内容を適宜補足する。

(4)対象2県に於ける市町村数の推移

M21年から現在までの市町村数の推移を示す(表-2)(表-3)。なお、本表は市町村そのものの数を表しているのであり、市町村の名称の数を表している訳ではない。

表-2 対象2県に於ける市町村数の推移

	市町村数の推移					減少数
	M21.12末	M22.12末	S28.9.30	H11.4.1	H27.10.1	
滋賀県	1,675	195	160	50	19	1,656
広島県	1,174	464	329	86	23	1,151

表-3 対象2県に於ける市町村数の減少率(%)

	減少率				
	M21→M22	M23→S28	S28→H11	H11→H27	M21→H27
滋賀県	88.4	17.9	68.8	62.0	98.9
広島県	60.5	29.1	73.9	73.3	98.0

4. 市町村名の存続・残存・消滅状況

(1)命名時期別にみる市町村名

表-1で示した命名時期から広島県市町村名(569)と滋賀県市町村名(231)を歴史的市町村名と新市町村名に区別し、それぞれの存続・残存・消滅状況を示す(図-2)(図-3)。

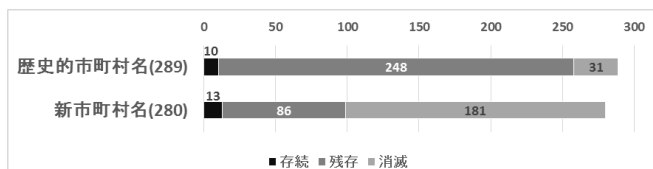


図-2 広島県市町村名の存続・残存・消滅数 (グラフ内数値: 実数)

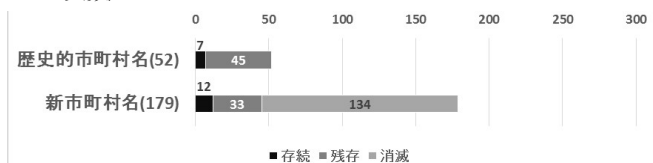


図-3 滋賀県市町村名の存続・残存・消滅数 (グラフ内数値: 実数)

広島県歴史的市町村名(289)の約90%(258)は市町村名及び町字に存続・残存しており、滋賀県歴史的市町村名(52)はその一切が消滅することなく現代まで存続・残存している一方で、新市町村名は両県ともに半数以上が消滅している。

つまり、市制町村制以前から町村名として使用されてきた歴史的市町村名は、自治体の解体にも負けずその後も存続・残存する一方で、新市町村名は自治体の解体と共に消滅してしまう傾向にあると考えられる。

(2)命名時期別にみる新市町村名

命名時期別に広島県新市町村名(280)と滋賀県新市町村名(179)の存続・残存・消滅率を示す(図-4)(図-5)。

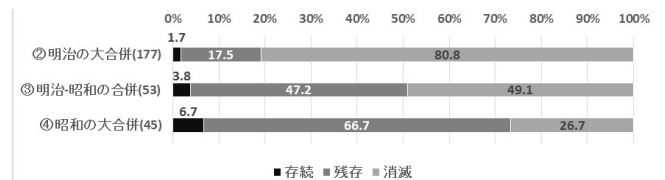


図-4 広島県新市町村名の存続・残存・消滅率 (グラフ内数値: %)

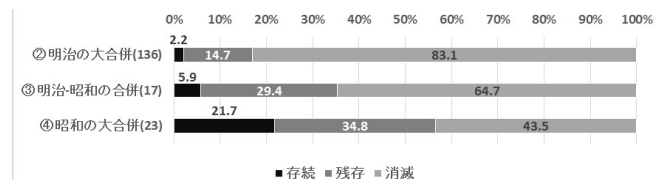


図-5 滋賀県新市町村名の存続・残存・消滅率 (グラフ内数値: %)

広島県新市町村名(280)の消滅率をみると、明治の大合併期が80.8%、昭和-明治の合併期が49.1%、平成の大合併期が26.7%と推移する。滋賀県新市町村名(179)の消滅率は順に83.1%、64.7%、43.5%と減少する。両県共に命名時期が古い名称ほど消滅率が高まる。これはその後の合併をより多く経験する機会が多いためだと考えられる。

5. 新市町村名の命名由来

(1)命名由来の類型区分

本章で設定した命名由来の類型区分を示す(表-4)。

当該地域に存する旧名を引用した場合を「引用」、旧名とは全く関係のない新規の名称をつくりだした場合を「新規」の2つに大別した。「引用」は、地域に存する旧名を直接引用したものをA引用(一次的)、合成・方位追加など旧名に何かしらの操作を加えたものをB引用(二次的)の2つに区分した。「新規」は、その当該地域に於ける地形や周辺地形との位置関係といった地理的特色、あるいは過去の出来事や土地の使われ方といった歴史的特色を考慮したか否かでC新規(地誌的)、D新規(非地誌的)の2つに区分した。

表-4 本研究で取り扱う命名由来の類型区分

大	中	小	上欄:説明 / 下欄:市町村例・命名由来
引用	A・一次的	A1 広域的	国・郡など古くから存在し、郷・庄よりも広域に対応するもの 例) 広島県沼隈郡沼隈町(残存) 由来: 沼隈郡の6割以上を占める点から郡名をそのままとった
		A2 中域的	郷・荘など古くから存在する地域の総称または通称をとったもの 例) 滋賀県高島郡朽木村(残存) 由来: 中世の朽木荘にちなむ
		A3 自然	著名な山岳・河川・海浜・島嶼・湖沼などの名称をとったもの 例) 広島県高宮郡亀山村(残存) 由来: 亀山村は村内にある山の名をとって命名した
		A4 社寺	著名な神社・寺院などの名称をとったもの 例) 滋賀県野洲郡兵主村(消滅) 由来: 兵主神社に由来する
		A5 他	小字・人名などA1~A4のいずれにも該当しないもの
B・二次的	B	B1 合成	A1~A5のいずれか2つ以上を合成したもの 例) 広島県高田郡秋越村(消滅) 由来: 秋山、小越を折衷して秋越村とした
		B2 並列	A1~A5のいずれか2つを並列したもの 例) 広島県安芸高田市(存続) 由来: 「高田」の前に旧国名の「安芸」を表記
		B3 方位	A1~A5のいずれかに「東西南北」「上中下」等の方位を追加したもの 例) 滋賀県愛知郡愛東村(消滅) 由来: 愛知郡の最東部に位置することに由来する
		B4 他	表記変換や総称詞の加除などB1~B4のいずれにも該当しないもの
新規	C・地誌的	C1 地形	当該地域の地形を表したもの 例) 広島県高宮郡落合村(残存) 由来: 太田川とその支流が落ち合う地域による
		C2 位置	周辺地形との位置関係を表したもの 例) 滋賀県野洲郡河西村(消滅) 由来: 野洲川の西岸にあることによる
		C3 歴史(事)	過去の出来事を表したもの 例) 広島県御調郡貢村(消滅) 由来: 往古、神功皇后に当地の井水を貢したという故事による
		C4 歴史(様)	過去の様子・状態を表したもの 例) 滋賀県神埼郡御園村(残存) 由来: 当地域が往古惟喬親王の御園であったことに由来する
	D・非地誌的	D1 瑞祥	新市町村の繁栄や平和を願ったもの 例) 広島県芦品郡協和村(消滅) 由来: 両村の合併後の行政運営は一つに和を基礎とし、ともに相扶けつつ進むのであればならない。「協和」はこの意をもつ
		D2 数詞	当該地域に存する町村や山河などの個数を表したものの 例) 滋賀県坂田郡六荘町(消滅) 由来: 「古昔下坂荘、加田荘(中略)六荘に分岐」による
		D3 数瑞祥詞	瑞祥と数詞を組み合わせたもの 例) 広島県佐伯郡四和村(消滅) 由来: 四か村の和合団結を念願して新村名を四和村と称することとなった
		D4 元号	命名当時の元号からとったもの 例) 広島県安芸郡昭和村(消滅)
不明			-

(2) 井戸の類型区分との差異

本研究の類型区分は井戸の類型区分を参考にしている。しかし井戸の既往研究と本研究では研究の目的そのものが異なっているため、命名由来を類型化する目的と類型区分は異なってくる。井戸の既往研究は命名由来の類型化そのものが目的である一方で、本研究は命名由来と存続・残存・消滅の関係を明らかにすることが目的である。つまり、本研究ではその後の存続・残存・消滅という結果を見据えて命名由来の類型化を試みているため、地域に古くから存する旧名に手を加えたか否か、当該地域の地理的・歴史的特色を考慮したか否か、といった視点が加わっている。その視点が加わったことによって、本研究の類型区分は井戸の既往研究のそれと異なっている。

(3) 広島県新市町村名

命名時期別に広島県新市町村名(280)の命名由来をみる(図-6)(図-7)。広島県では以下3点の特徴がみられる。
a) 「新規」は「引用」と比較をして極めて少ない。
b) 近年になるにつれA1歴史的広域名称が引用されている。
c) B1合成名称は明治の大合併期に大量にみられるものの、近年ではあまりみられない

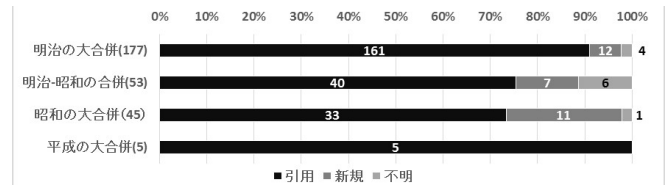


図-6 広島県：命名由来の大類型(グラフ内数値:実数)

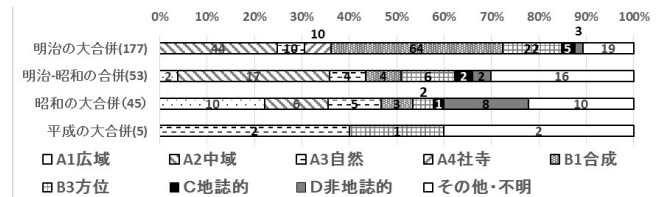


図-7 広島県：命名由来の小類型(グラフ内数値:実数)

(4) 滋賀県新市町村名

命名時期別に滋賀県新市町村名(179)の命名由来をみる(図-8)(図-9)。

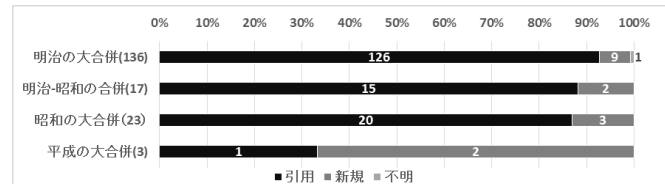


図-8 滋賀県：命名由来の大類型 (グラフ内数値:実数)

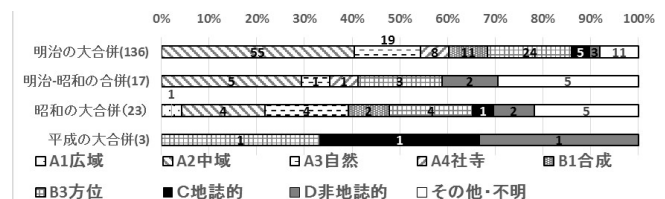


図-9 滋賀県：命名由来の小類型 (グラフ内数値:実数)

滋賀県では以下3点の特徴がみられる。

- a) 「新規」は「引用」と比較をして極めて少ない。
- b) 昭和の大合併期以降のB3方位+旧名の引用元には郡名や旧国名の使用が5市町村みられ、A1歴史的広域名称を直接引用するのではなく、方位を追加して引用する傾向にある。
- c) 全体を通じてB1合成名称はあまり命名されていない。

6. 命名由来別にみる新市町村名の存続・残存・消滅状況

命名由来別に両県新市町村名の存続・残存・消滅状況をみる(表-5)(表-6)。

表-5 広島県：命名由来別にみる存続・残存・消滅状況

由来 状況	引用(239)								新規(30)				その他・不明	計										
	A一次的 (119)				B二次的 (120)				C地誌的 (11)		D非地誌的 (19)													
	A1 広域	A2 中域	A3 自然	A4 社寺	B1 合成	B3 方位	C1 地形	C2 位置	D1 瑞祥	D2 数詞														
存続	1	5	2	0	0	2	0	0	0	0	2	13	8%	7%	10%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	4%	5%
残存	7	22	10	3	15	2	2	0	6	0	19	86	58%	33%	48%	30%	21%	6%	67%	0%	60%	0%	41%	31%
消滅	4	40	9	7	56	27	1	5	4	3	25	181	33%	60%	43%	70%	79%	87%	33%	100%	40%	100%	54%	65%
計	12	67	21	10	71	31	3	5	10	3	46	280	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

表-6 滋賀県：命名由来別にみる存続・残存・消滅状況

由来 状況	引用(162)								新規(16)				その他・不明	計										
	A一次的 (107)				B二次的 (55)				C地誌的 (8)		D非地誌的 (8)													
	A1 広域	A2 中域	A3 自然	A4 社寺	B1 合成	B3 方位	C1 地形	C2 位置	D1 瑞祥	D2 数詞														
存続	0	6	1	0	0	2	0	1	2	0	0	12	0%	9%	4%	0%	0%	6%	0%	20%	50%	0%	0%	7%
残存	0	11	2	1	3	4	1	1	1	1	8	33	0%	17%	8%	11%	23%	13%	50%	20%	25%	25%	38%	18%
消滅	1	47	21	8	10	26	1	3	1	3	13	134	100%	73%	88%	89%	77%	81%	50%	60%	25%	75%	62%	75%
計	1	64	24	9	13	32	2	5	4	4	21	179	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(1) 存続新市町村名

a) 存続数の多いA2歴史的中域名称

両県それぞれの存続数に着目すると、歴史的中域名称の存続数が他と比較して多い。

(2) 残存新市町村名

a) 2県間で差異を示すA3自然名称

A3自然名称の残存率は広島県 48%(10/21)である一方、滋賀県は8%(2/24)を示し、両県で大きな差異がみられる。

b) 残存率の比較的高いC1地形名称

両県共に高い残存率を示したのはC1地形名称である。しかしながら母数が少ないため確実性は低い。

c) 命名由来別にみる残存種類の差異

名称が市町村から町字へと移行をする際、”町字”として残存するか、あるいは”町字の冠称”として残存するか、の2種類に分けられる。前者は合併前に下位に従っていた町字を追い出し、自らが町字へと姿を変えて残る。一方で後者は、旧町字を残しながらその冠称として残る。

(冠称例) 広島県沼隈郡 “金江” 村金見→広島県福山市 “金江町金見”

以上の2種別に残存数を確認する(表-7)。

表-7 両県：命名由来別にみる残存数(残存種別)、()内残存種割合

命名由来 残存種	引用						新規				不明	計												
	A一次的				B二次的		C地誌的		D非地誌的															
	A1 広域	A2 中域	A3 自然	A4 社寺	B1 合成	B3 方位	C1 地形	C2 位置	D1 瑞祥	D2 数詞														
町字	17	5	4	6	2	3	0	0	0	9	46	0%	52%	42%	100%	33%	33%	100%	0%	0%	0%	33%	39%	
町字の冠称	7	16	7	12	4	1	7	1	7	1	18	73	100%	45%	58%	0%	67%	67%	0%	100%	100%	100%	67%	61%
計	7	33	12	4	18	6	3	1	7	1	27	119												

残存新市町村名の内、“町字”として残存する傾向を示したのはA4社寺名称100%(4/4)、C1地形名称100%(3/3)である。一方で数・割合共に“町字の冠称”として残存する傾向を示したのはA1歴史的広域名称100%(7/7)、B1合成名称67%(6/12)、B3方位名称67%(4/6)、D1瑞祥名称100%(7/7)である。

(3) 消滅新市町村名

a) 両県共に高い消滅率を示すA4社寺名称・B1合成名称・B3方位名称・C2位置名称・D2数詞名称

広島・滋賀共に消滅率の高い名称(広島、滋賀)は、A4社寺名称(70%, 89%)、B1合成名称(79%, 77%)、B3方位名称(87%, 81%)、C2位置名称(100%, 60%)、D2数詞名称(100%, 75%)、である。

7. 考察

新市町村名は自治体の解体と共に消滅し、古い名称ほどその後の合経を経験する機会が増えるため消滅すると考えられる。更に命名由来という観点からみても、その存続・残存・消滅には一定の傾向が読み取れた。その理由を名称の内包する意味や合併に伴う領域変化の観点から考察する。

(1) B1合成名称、D2数詞名称の消滅要因

双方の名称には命名当時の自治体数という意味が内包されており、名称がその意味を拡張して合併相手の自治体を新たに包含することができず、他の村名を受け入れる柔軟性に乏しいと考えられる。つまり合併前後で名称の内包する意味に不整合が生じるため、存続は難しいといえる。更にその名称は自治体の位置する土地ではなく自治体そのものを指す意味合いが強く、自治体の解体と同時に消滅すると考えられる。

B1合成名称は町字の冠称として残存する傾向がみられる。つまりB1合成名称の引用元を下位に残すことで、自らの名称が内包する意味や起原の喪失を防ぎ、保持しようという態度が見受けられる。

(2) A4社寺名称の消滅要因

地名研究家が新市町村名として肯定的に捉えている社寺名称も市町村名や町字から消滅するといえる。しかし実際には、引用元の寺社仏閣の名称として現在でも地域に残っていると推察できる。仮に社寺名称が合併に伴う領域拡張に対応できず消滅してしまうとすれば、社寺名称の指す領域にはある一定の拡張限界があると示唆される。

(3) B3方位名称、C2位置名称の消滅要因

B3方位名称は地域の復旧や再編成を機に、旧名に付属する方位のみ廃されるケースが多い。従って、旧名そのものが消滅している訳ではない。旧名への方位追加と廃除が繰り返された結果、高い消滅率を示したと考えられる。

C2位置名称には「湖南」「川上」などが含まれる。これらの名称は合併領域の拡張に伴い、命名当時に於ける名称の指す位置や領域に齟齬が生じる可能性があるため、領域変化が求められる存続には不向きであると考えられる。

(4) 地形名称の残存要因

C1地形名称に該当する「落合」「入江」といった名称は、B1合成名称等と同様に合併による新自治体の造成を機に命名されたといえる。しかし、地形名称は自治体そのものではなく、自治体の位置する土地を指す意味合いが強い。そのため自治体の解体後もその土地に残存したと示唆される。

(5) 歴史的中域名称の存続要因

(1)～(3)で示したような名称は、合併前後で名称の内包する意味や領域に不整合が生じるため存続が難しいといえる。言い換えれば、「呉」や「府中」といった明治22年から現在まで存続する歴史的中域名称は、合併前後で名称の内包する意味や領域に不整合が生じにくく、自治体の更新や領域拡張に柔軟に対応する性質を帯びているといえる。これらの語源は地域の地理的・歴史的特色に関するものが多い。本研究の最後に「名称の柔軟性には語源が関与している」という仮説を立てる。その詳細な検討は今後の課題とする。

8. 結論

(1) 結論

明治22年新市町村名の命名由来に対し、地名研究家が批判的に捉えた広島県と肯定的に捉えた滋賀県の両県800市町村名に着目をして、以下のことが明らかとなっ

た。

- a) 両県共に歴史的市町村名は90%以上が存続・残存する
- b) 両県共に新市町村名は65%以上が消滅する

また両県459新市町村名の命名由来と存続・残存・消滅状況の關係に着目をして、以下のことが明らかとなった。

- a) 両県間で明治23年～現在の命名由来に差異はみられない
- b) 両県共に命名由来は引用が多く新規が少ない
- c) 両県共に歴史的中域名称は存続傾向を示す
- d) 両県共に社寺名称・合成名称・数詞名称・位置名称・方位名称は消滅傾向を示す
- e) 広島県では自然名称は残存、滋賀県では消滅傾向を示す

新市町村名選定の際、地名研究家が肯定的に捉えている「地域に古くから存する名称」を引用した場合や、「当該地域の地理的・歴史的特色を考慮した名称」を新規に命名した場合でも、その後の合併政策により消滅する傾向が読み取れる。その一方で歴史的市町村名のほとんどは残存しているといえる。

(2) 今後の課題

本研究では以下の課題を残す。

- a) 新市町村名を命名由来から分類したが、命名由来によっては該当数が少ないものもあり、命名由来と存続・残存・消滅状況を読み取ることが困難なものもあった。今後は対象をより増加しての考察が求められる。
- b) 明治の大合併期に於ける新町村名選定の際、国の命名方針をそのまま受け入れた広島県と、国の命名方針に対して県独自の方針を打ち出した滋賀県の命名由来を比較した。明治の大合併期では両県間の命名由来に差異がみられたものの、昭和の大合併以後については命名由来に大きな差異はみられなかったため、政策的な観点からの考察が論じられていない。今後は対象県を拡充し、都道府県間での新市町村名の命名由来の差異を確認すると同時に、国・県・各合併協議会の命名方針を調査し政策的観点からの考察が求められる。
- c) 命名由来と存続・残存・消滅状況の關係にのみ着目しているため、今後は行政域の変遷や社寺・山河の位置といった空間的な考察が求められる。

参考文献

- 1) 齋藤和宏：市町村合併に伴う市町村名称および市町村役場立地の変化に関する研究，第37回都市計画学会学術研究論文集，p301-306，2002
- 2) 原本太郎：歴史的地名と現代におけるその地名呼称媒体に関する研究，東京工業大学大学院修士論文，2012
- 3) 福永正三：新行政地域名の諸類型，人文地理 Vol. 12，p157-159，1960

- 4) 井戸庄三：明治22年新町村名の研究，地理学評論 49-5, p285-289, 1976
- 5) 楠原祐介：こんな市名はもういない！，東京堂出版，2003
- 6) 今尾恵介：生まれる地名，消える地名，実業之日本社，2005
- 7) 柳田邦男：地名の研究，講談社学芸文庫，P41, 1936
- 8) 市村弘正：「名付け」の精神史，みすず書房，p23-p25, 1987
- 9) 千葉徳爾：新・地名の研究 新訂版，古今書院，p22, 1994
- 10) 新村出編：広辞苑第六版，岩波書店，p1803, 2008
- 11) 前掲8, p4
- 12) 前掲8, p23
- 13) 前掲7, p75
- 14) 前掲7, p47
- 15) 前掲9
- 16) 総務省：市町村合併資料集
〔<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>〕，最終検索年2015
- 17) 市町村要覧編集委員会：全国市町村要覧 平成27年版，第一法規株式会社，2015
- 18) 地方行政委員会議事務局編：町村合併の理論と実際，財団法人全国地方自治振興協会，p63, 1951
- 19) 前掲 4, p287-288
- 20) 滋賀縣市町村沿革史編さん委員会編：滋賀縣市町村沿革史 第2巻-第5巻，滋賀縣市町村沿革史編さん委員会，1967
- 21) 広島県総務部地方課：広島縣市町村合併史，広島県市長会・広島県町村会，1961